

豊かな生活を応援する介護マガジン～福祉レクのすすめ(^o^)
第2号 2005. 9 / 1 3

はじめまして、福祉レクリエーションワーカーのニコニコです
老人病院でのリハビリ、在宅のケアマネージャー、デイサービスセンター
の管理者を経験してきた私が、蓄積してきた介護のノウハウをメルマガで
紹介します。どうぞよろしくお願ひします。
介護の専門職はもとより一般の方でも楽しめる内容を目指しています。
どうぞよろしくお願ひします。
不定期とはいえ、しばらく間あいてしまいました。申し訳ありません。

前回台風の話に触れましたが、台風14号日本各地に大きな被害がでました。
またアメリカにも被害がでています。
幸い私の住んでいる奈良県では特に大きな被害もありませんでした。
被害にあわれた地域の方都謹んでお見舞ひ申し上げます。

この間に選挙もありました。
「自民党の歴史的な大勝利」連日テレビで取り上げられていますね。
ほんとにきちんと改革してくれるの今までの経緯を考えると
不安でなりません。

目次
福祉レクリエーションワーカーってなあに
今さら誰にも聞けない基礎から介護保険
次回予告

福祉レクリエーションワーカーは何を学ぶのか

私は、ケアマネージャーとして仕事をしていますが、
福祉レクリエーションワーカーでもあります。
でも、この資格、養成方法やカリキュラムは充実しているのにあまり認知されていません。
これからの福祉や介護を担う人材には必要不可欠な資格だと思ひうのですが。
特に高齢者介護では来年の介護保険法改正に、軽度者への予防という概念が含まれます。
介護予防の概念を持ち合わせ、早くから取り組んでいるのはこの「福祉レクリエーションワーカー」
です。ぜひ一人でも多くの方がこの資格に興味を持ち同じ思いを共有していただけたら幸いです。
前回では資格取得の流れを見てきました。

(今回は福祉レクリエーションワーカーは何を学ぶのか見ていきましょう)
福祉レクリエーションワーカーのカリキュラムは次の通りです。

- ・レクリエーションに関する基礎知識、援助技術
- ・社会福祉および隣接領域に関する基礎知識、援助技術
- ・福祉レクリエーションに関する専門知識、援助技術
- ・福祉レクリエーション総合実習

「レクリエーションに関する基礎知識、援助技術」では、レクリエーションの考え方や基礎的な援助技術として
コミュニケーションワークを学習します。楽しくなごやかな雰囲気を出す基本的な方法を身につけます。

「社会福祉および隣接領域に関する基礎知識、援助技術」では、福祉レクリエーションワーカーが活躍する
社会福祉や医療、保健に関する基本的な学習をします。
自分の活動領域や対象となる方の理解を深めます。
社会福祉分野での専門職として認められるためには不可欠な学習です。

「福祉レクリエーションに関する専門知識、援助技術」では、福祉レクの考え方や大きく動きつつあるこの分野の状況
の
理解する理論学習と専門職としての援助スキル(技術)についての考え方と方法を理論と演習で身につけます。

「福祉レクリエーション総合実習」では実際の福祉、医療、保健の現場で実践し身につけます。

レクリエーションの指導ができます」というだけでは「福祉レクリエーションワーカー」とはいえません。
障害者や高齢者などに「何を」「なぜ」「どのように」レクリエーション援助を行うのかについてしっかりと学習して
いきます。
以上四つの大きなカリキュラムに添って学習していくこととなります。

福祉レクリエーションワーカーの資格取得方法を紹介するページ作成しました
こちらどうぞ→

次回は「福祉レクリエーションワーカーが活躍する現場」をお送りします。
お楽しみに。

今さら誰にも聞けない基礎からの介護保険2

(介護保険でいつからつかえるの)
介護保険は、介護が必要な方や家族の負担を社会全体で支え合うために作られた制度です。
介護保険料は前回述べたように、40歳以上の方はみんなかけています。
しかし、利用できるのは、原則65歳以上です。
(法律で定められた特定疾病がある方はこの限りではありません)
65歳以上の方を第1号被保険者といいます。
40歳以上の方を第2号被保険者といいます。

次回は介護保険の利用の仕方です
お楽しみに

介護福祉の本 ニコニコの本屋さん→<http://www.nikonikoweb.com/hon.html>

編集後記
いったいどのような方がこのメルマガ読んでくださっているのでしょうか。
すごく関心があります。
ご購入の方のご意見感想随時募集しています。
読者の皆様とともに作り上げていきたいと思っていますのでぜひ投稿よろしくお願ひします。

-----発行等-----
あなたは楽しんで介護していますか
～福祉レクリエーションのすすめ～

介護福祉情報サイト にここ
ご意見感想はこちらに info@nikonikoweb.com
ホームページもどうぞ <http://www.nikonikoweb.com>
Copyright (C) にここ Allrightsreserved

購読解除方法
本誌配信に心当たりのない方は第三者によって無断で登録されたか、
似たメールアドレスを、お持ちの方がタイプミスをしたということが考えられます。
当方での購読解除の手続きは一切いたしません。
配信方法によって、以下のサイトで解除手続きをお願いします。
<http://www.mag2.com/m/0000168550.html> (まぐまぐ)